

# 宮崎県景観学習支援補助金実施要領

令和5年8月1日  
県土整備部都市計画課  
美しい宮崎づくり推進室

## (趣旨)

第1条 宮崎県景観学習支援補助金の交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）及び宮崎県景観学習支援補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）によるほか、本実施要領に定めるところによる。

## (補助対象事業)

第2条 宮崎県景観学習支援補助金の補助対象事業は、別表1に掲げる活動を通じ、補助事業者に属する生徒の景観に対する知識・理解を深める事業とする。

## (補助対象経費及び対象外経費)

第3条 宮崎県景観学習支援補助金の補助対象経費及び対象外経費については、別表2に掲げる経費とする。  
2 前項の経費のほか、第2条の事業を実施するにあたって必要な経費について別表2によりがたい場合は、宮崎県との協議により決定するものとする。

## (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（規則別記様式第1号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。  
2 同一の補助事業者に対する同一会計年度内の補助は1回までとする。

## (補助対象期間)

第5条 補助対象期間は同一会計年度の末日までとする。

## (補助金の交付決定)

第6条 知事は、第4条第1項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、速やかに通知するものとする。

## (実績報告)

第7条 補助事業終了後、補助事業者は、事業実績書に状況写真及びその他事業の実施状況が分かる資料を添付しなければならない。

## 附 則

この要領は、令和5年8月1日から施行し、令和5年度の予算に係る宮崎県景観学習支援補助金から適用する。

別表1（第2条関係）

区分	補助の対象となる活動
講義等による学習	景観やまちづくりを題材にした学習、又は景観やまちづくりに携わる職業やその業務に必要とされる知識・技術等に関する学習
体験を通じた学習	花や樹木等の維持管理、景観の支障となる雑木等の伐採や除草、地域の景観美化を目的とする清掃活動、景観に関する情報発信等を通じた学習

別表 2 (第 3 条関係)

## 補助対象経費及び対象外経費

区分	項目	内容
補助対象経費 (事業に直接関わる経費)	報償費	外部からの講師への謝礼、専門的技能等を有する協力者への謝金等
	旅費	外部講師等や専門的技能等を有する協力者に対する旅費とし、学校職員の旅費は対象外とする。
	消耗品費	事務用品、用紙代等、当該事業の実施に必要なものとし、単価が 10 万円未満の物品の購入に限る。
	印刷製本費	文書、帳簿、写真の現像、焼付、報告書やチラシ等の作成などの経費
	燃料費	機材、車両等の燃料費
	食糧費	外部からの講師等のお茶等
	原材料費	事業に直接使用する主要材料、副資材等の購入費
	使用料及び賃借料	会場使用料、車両、機械等の借上料
	役務費	郵便料等、傷害・損害保険料
	その他	その他事業の実施に要する経費で、特に必要と認められる経費
補助対象外経費	報償費	補助事業者の構成員への報酬、謝礼、賃金
	旅費	補助事業者が外部からの講師、専門的技能を有する協力者を訪問するために要する経費 補助事業者の活動に付随する日常的な交通費
	消耗品費	商品券(金券)、参加者各自に帰属する記念品、記念写真等 個人の所有に帰属する衣服(スタッフジャンパー等)
	食糧費	飲食費(食事、弁当、茶菓子など) その他、事業執行に必要性が認められない食料費(補助事業者の構成員の食事代など)
	交際費	差し入れ・香典・祝い金・講師等への礼状・花代など
	使用料及び賃借料	家賃(敷金、礼金等を含む) 土地の取得、造成、保証に関する経費
	委託料	委託料は原則対象としない
	備品購入費	当該事業の実施に必要な備品の購入費(修繕を要する場合を含む)
	その他	他団体への助成金・補助金・寄付金・義援金 領収書等により支払いが明確でない経費 補助事業と直接関係しない経費等